

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、 期間及び種別	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法 令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職 の役員 の数 (人)	公益法人の場合			備考
										公益法 人の区 分	国所管、 都道府 県所管 の区分	応札・応 募者数	
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和8年度ヤングハローワークSAGAの入居に係るビル賃貸借	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 植松 久規 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	令和8年4月1日	松尾商事株式会社 佐賀県佐賀市駅前中央1-9-41	7300001000904	利用者の利便性を満たす物件が他にないため。会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当。	4,178,090	4,178,088	100.0					
令和8年度コニカミノルタ製複合機の保守業務委託（単価契約）	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 植松 久規 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	令和8年4月1日	中島商事株式会社佐賀支店 佐賀県佐賀市鍋島1-8-7	1300001004951	公募の結果、契約を希望する者が他になかったため。会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4の第3号に該当。	4,377,308	3,965,049	90.6				単価契約 @3.85円、他 1者	
令和8年度佐賀公共職業安定所来客用駐車場に係る賃貸借	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 植松 久規 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	令和8年4月1日	合資会社永池本店 佐賀県佐賀市高木瀬町東高木262-1	4300003000038	毎年競争入札により借用物件を変更することは、周知広報等に係るコスト負担や来客者及び地域への影響が大きいため。会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当。	10,200,000	10,200,000	100.0%	0				
令和8年度唐津公共職業安定所庁舎敷地に係る土地賃貸借	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 植松 久規 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	令和8年4月1日	個人	-	唐津公共職業安定所の庁舎敷地として現に建物が存置しているため。会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に該当。	8,552,054	8,552,054	100.0%	0				
令和8年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 植松 久規 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	令和8年4月1日	社会福祉法人たちばな会 佐賀県嬉野市塩田町大字五町甲2147	3300005003452	指定法人制度に基づく団体であるため。会計法第29条の3第4項及び予決令102条の4第3項に該当。	25,710,276	25,710,004	100.0					
令和8年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 植松 久規 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	令和8年4月1日	社会福祉法人若楠 佐賀県鳥栖市弥生が丘2-134-1	1300005004758	指定法人制度に基づく団体であるため。会計法第29条の3第4項及び予決令102条の4第3項に該当。	20,549,742	20,546,424	100.0					
令和8年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 植松 久規 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	令和8年4月1日	社会福祉法人ステップさが 佐賀県佐賀市鍋島町鍋島2012-11	3300005006711	指定法人制度に基づく団体であるため。会計法第29条の3第4項及び予決令102条の4第3項に該当。	26,130,277	26,130,247	100.0					

令和8年度障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 植松 久規 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	令和8年4月1日	一般社団法人太剛 福岡県糸島市神在西 2-9-13	2290005015970	指定法人制度に基づく団体であるため。会計法第29条の3第4項及び予決令102条の4第3項に該当。	20,937,966	20,937,904	100.0							
令和8年度高齢者活躍人材確保育成事業	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 植松 久規 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	令和8年4月1日	公益社団法人佐賀県 シルバー人材セン ター連合会 佐賀県佐賀市本庄町 大字袋246-1	6300005000001	指定法人制度に基づく団体であるため。会計法第29条の3第4項及び予決令102条の4第3項に該当。	28,729,003	28,705,085	99.9							
令和8年度医療労務管理支援事業	支出負担行為担当官 佐賀労働局総務部長 植松 久規 佐賀労働局 佐賀市駅前中央3-3-20	令和8年4月1日	一般社団法人佐賀県 医師会 佐賀県佐賀市水ヶ江 1-12-10	1300005000014	都道府県が医療勤務環境改善支援センターの設置・運営を委託した医療関係団体等において本事業を実施することにより事業目的が達成されるものであるため。会計法第29条の3第4項及び予決令102条の4第3号に該当。	12,403,127	12,253,819	98.8							

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。